貸付金の繰上返済をするとき

借受人の希望により，貸付金の一部又は全額を繰り上げて返済することができます。

繰上償還申出書の提出締切日	繰上返済を希望する月の 前月10日（休日のときは前日）

【手続の流れ】

（例）は6月に繰上返済を希望する場合です。

① 申出書を提出
（例）5月 10 日

・一部返済のときは「一部繰上償還申出書〔整理番号 85〕」及び給料明細等の写しを，全額返済のときは「全額繰上償還申出書〔整理番号 86〕」を繰上返済担当者まで提出してください。
◎ 各償還申出書は所属所又は支部ＨＰから取得してください。

↓

② 払込通知書を本人あて送付
（例）5月２０日

・当月下旬に本人あてに，払込金額・期限・方法を記載した払込通知書を送付します。

↓

③ 払込（繰上）
（例）6月１０日

・最寄りの金融機関からの振込等により返済していただきます。
・必ず送付された払込通知書に記載されたとおりに払い込んでください。

一部繰上返済

④ 繰上の翌月から新たな返済金額になります。
（例）７月給与の控除分から

全額繰上返済

④’繰上月の給与等からの控除を最終回として完済になります。
（例）6月給与の控除後，完済
※ ボーナス併用返済の場合は，6月給与及びボーナス控除後，完済

※新たな返済方法による償還表を交付します。

(注) 住宅貸付けの返済期間が 10 年以上で住宅取得借入金等特別控除の適用を受けている場合，繰上返済により通算返済期間が 10 年未満となったときは，当該年以降の適用は受けられなくなります。(平成 20 年 8 月現在施行の租税特別措置法施行令による。)

一部繰上返済 （貸付金の一部を繰り上げて返済するとき）

繰上返済額及び繰上返済の翌月からの返済方法については，次のとおりです。

1 **現在，毎月の給与のみで返済しているとき（毎月償還）**
（1） 繰上返済ができる金額は**10万円以上**です。
（2） 繰上返済の翌月からの返済回数は，**残回数(未償還回数)の範囲内**で希望する回数を新たに設定することができます。ただし，**毎月の返済金額が，現在返済中の他種別の貸付返済金額を含めて給料月額の10分の3に相当する金額の範囲内**であることとします。
（3） 翌月からの返済方法を「ボーナス併用償還」に変更することはできません。

2 **現在，毎月の給与及びボーナスを併用して返済しているとき（ボーナス併用償還）**
（1） 繰上返済できる金額は**20万円以上**です。
また，**その2分の1から全額をボーナス返済部分の残元利金（未償還元利金）に充てる**こととします。
（2） 繰上返済の翌月からの返済回数は，**残回数(未償還回数)の範囲内**で希望する回数を新たに設定することができます。その場合，**ボーナス返済の回数は，毎月返済の回数の6分の1以内（毎月返済の期間の範囲内）**とします。ただし,**毎月の返済金額が，現在返済中の他種別の貸付返済金額を含めて給料月額の10分の3に相当する金額の範囲内**であること,また,**ボーナスの返済金額が給料月額の10分の6に相当する金額の範囲内**であることとします。
（3） 繰上返済額を全てボーナス返済部分の残元利金に充てるときは，翌月からの返済回数は，ボーナス返済部分の変更はできますが，毎月返済部分の変更はできません。
（4） 翌月からの返済方法を「毎月償還のみ」に変更することはできません。ただし，ボーナス返済部分の残元利金（未償還元利金）を全て返済するときはこの限りではありません。

3 「一部繰上償還申出書〔整理番号 85〕」に給料明細等の写しを添付してください。

全額繰上返済 （貸付金の全額を繰り上げて返済するとき）

繰上返済額は,繰上月の給与等からの控除後の額です。したがって,給与等からの控除は繰上月が最終回となりますのでご注意ください。（【手続の流れ】の例を参照）

（Ｈ２８．４改定）

無給となった場合等の貸付金の返済

借受人が，育児休業等により無給となった場合は，給与等からの貸付金償還金の控除ができなくなります。そこで，次のいずれかの手続をとる必要があります。

返済の猶予を希望する場合

1　借受人が次の事由に該当するときは，一定期間，返済金を猶予することができます。猶予された返済金については，猶予に係る利息は徴しませんので，返済金総額が変わることはありません。

事　由	対象貸付種別	猶　予　期　間
育　児　休　業	特別貸付けを除く全貸付種別	育児休業期間の範囲内で借受人が希望する期間
介護休暇（注１）	特別貸付けを除く全貸付種別	介護休暇期間の範囲内で借受人が希望する期間
疾病による無給休職（注２）	特別貸付けを除く全貸付種別	当該無給休職の範囲内で借受人が希望する期間
住宅貸付け等物件の被災	住宅及び住宅災害貸付け（介護構造部分に係る貸付けを含む。）	12 か月の範囲内で借受人が希望する期間
配偶者同行休業	特別貸付けを除く全貸付種別	配偶者同行休業期間の範囲内で借受人が希望する期間（３年を限度とする。）

（注１）期間が１か月以上で時間取得を除く。
（注２）共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。当該期間は，傷病手当金等から源泉控除することにより，払込みを受けます。

2　返済の猶予を希望するときは，**「償還猶予申出書〔整理番号87〕」(所属所又は支部ＨＰから取得してください。)を，猶予開始希望月の前月末(休日の場合は前日)までに所属所を通じて，償還猶予担当まで提出**してください。

(例) 平成 28 年 7 月から返済猶予を希望するとき → 平成 28 年 6 月 30 日までに申出書を提出

(注) 12 月のボーナス分から猶予を希望するときは，11 月 10 日(休日の場合は前日)までに申出書を提出してください。

3　猶予された貸付金償還金の返済方法は，猶予申出時に次のいずれかを選択してください。

（１）　猶予期間満了の翌月以降，定期償還分と併せて均等額で返済する。
（２）　猶予期間満了の翌月以降，共済組合が指定する口座に，借受人が１回又は２回に分けて払い込む。

(注) (1)を選択した場合，猶予された償還金の一部又は全額を繰り上げて返済することができますので，希望するときは，繰上返済担当までお問い合わせください。

返済を継続する場合

最寄りの金融機関等からの払込みや，ゆうちょ銀行の自動払込みにより返済を継続することになりますので，**貸付金返済担当まで連絡**してください。

（Ｈ２８．４改定）

退職・異動時の貸付金の返済

借受人が，退職又は他の共済組合（文部科学省・地方職員・市町村職員共済組合等），公立学校共済組合の他支部（他県の学校等），他の所属所（県内の学校等）へ異動したときは，貸付金の返済は次のようになっています。

事　　由		返　済　及　び　手　続　き　等
退　　職（注）		退職時に残元利金があるときは，退職手当から源泉控除することにより全額返済を受けます。（**手続不要**） なお，**不足額が発生するときは，該当者あてに払込通知書を送付しますので，最寄りの金融機関等から速やかに払い込んでください。**
転出	公立学校共済組合の他支部へ転出 【県外交流又は退職した上で，他県の学校等に採用される場合】	原則として，転出先の支部で返済を継続することができます。（**手続不要**）ただし，**退職した上で，他県の学校等へ採用されるときは，貸付担当へ連絡してください**（全額返済することになる場合があります）。
転出	他の共済組合へ転出 【地方職員・市町村職員共済組合等の組合員になる場合】	原則として，**全額返済する**ことになります。 該当者あてに払込通知書及び「貸付金残高証明書」を送付しますので，最寄りの金融機関等から速やかに払い込んでください。 なお，転出先の共済組合から貸付けを受けることにより，当共済組合に返済すること（借換え）ができるときがあります。貸付申込み方法等は，転出先の共済組合で確認してください。 ただし，**近い将来において，公立学校共済組合に復帰する可能性があるときは，返済を継続することができます。(徴収嘱託)** 詳細は貸付担当までお問い合わせください。
転出	他の共済組合へ転出 【文部科学省共済組合の組合員になる場合】	原則として，**全額返済する**ことになります。ただし，当該共済組合から貸付けを受けられないとき，又は，団体信用生命保険に加入しており，本人が希望する場合は，本人振込により償還を継続することができます。 詳細は，貸付担当までお問い合わせください。
転入	公立学校共済組合の他支部からの転入 【県外交流又は退職した上で，本県の学校等に採用される場合】	原則として，当支部において，異動前と同様，**給与等からの控除により返済が継続します**。（**手続不要**）
転入	他の共済組合から転入 【文部科学省・地方職員・市町村職員共済組合等の組合員から当共済組合の組合員になる場合】	当共済組合から貸付けを受けることにより，異動前の共済組合へ全額返済すること（借換え）ができます。 借換え申込み手続は，通常の新規貸付申込み手続に準じますが，**一部，提出書類が簡略化できますので，詳細は貸付担当までお問い合わせください。**
支部内の異動 【県内の他の所属所（学校等）へ異動】		異動前と同様，給与等からの控除により返済が継続します。（**手続不要**）

（注）退職前に全額返済を希望する場合は，**2月10日（休日の場合は前日）までに「全額繰上償還申出書」〔整理番号86〕を繰上返済担当まで提出**してください。3月中に最寄りの金融機関等からの振込等をすることになります。（91 ページ「全額繰上返済」参照）
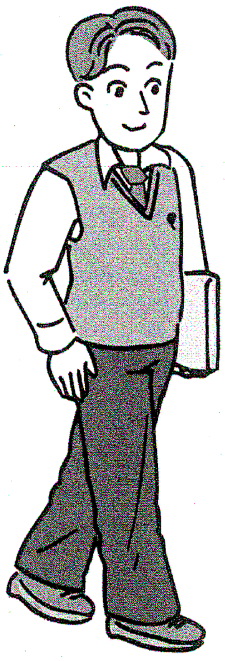
（Ｈ２８．４改定）